

山形県商工業振興資金のご案内

山形県商工業振興資金は県内企業の経営の安定や競争力の強化に必要な資金を融資し、本県商工業の振興と地域経済の活性化に資することを目的としています。

山形県が金融機関に融資原資の一部を預託（産業立地促進資金は市町村と協調預託）することにより、低利融資を実現しています。

資 金 名	貸付対象者《融資を受けられる方》 県内に本店（又は主たる事業所）がある中小企業者 で以下の要件に該当する方	利 率 (固定金利)	限 度 額 (運転資金の 限度額)	期 間 (据置期間) 設：設備、 運：運転	認定機関	備 考
産業活性化 支援資金	・新商品、新サービスを提供するための設備投資を行う方 ・技術力・生産性の向上を図るための設備投資を行う方 ・省エネルギー化を図るための設備投資をする方 ・集客力を高めるための店舗整備を行う方 ・試験研究や新商品の開発を行う方	1.6%	1億5千万円 (5千万円)	設15年(2年) ※ 建物の新築は 20年 運 7年(2年)	県（中小 企業振興 課）	【金利優遇（△0.2%）】 （詳細は要綱をご参照ください） 「山形いきいき子育て応援企業認定制度」で、下記のいずれかに該当イ「実践（ゴールド）企業」、優秀（ダイヤモンド）企業」の認定を受けた場合 ロ「宣言企業」に登録し、女性を管理職に登用した場合（3人目まで）又は女性を役職に登用した場合（1回限り） ハ 女性を初めて役員に登用し「女性役員登用支援金」の交付を受ける場合
地域産業振 興特別資金	①「チャレンジ山形ファンド」の出資を受けた方 （詳細な要件は要綱及び要領をご参照ください） ・事業用建築物の耐震改修を行う方（☆）等 ②自動車又は航空機部品、有機エレクトロニクス 関連製品等の生産設備を導入する方 ・「経営革新」の承認を受けて事業を行う方・新分 野進出を行う方 等	①1.4% ②1.2%	2億円 (8千万円) ※左欄(☆)に ついては、3 億円 (設備のみ)	設15年(2年) ※ 建物の新築は 20年 運 7年(2年)	県（中小 企業振興 課）	【金利優遇（△0.2%）】 ②の要件に加え、従業員20 人以下（商業・サービス業は 5人以下、ただし宿泊業・娯 楽業は従業員数20人以下） の小規模企業者
中小企業ト ータルサポ ート貸付	③「新ものづくり補助金」、「ものづくり・サービス補 助金」、「ものづくり・商業・サービス新展開支援補 助金」又は「中小企業トータルサポート補助金（や まがた地域産業応援基金の助成を含む。）」を受け て事業を行う方	③1.0%				
事業承継 支援資金	・事業継続が困難な事業者から事業資産等の譲渡を受 け、県内において当該事業を承継する方 ・第二創業を行う方 ・後継者による経営権の集約を目的として、自社の株 式を取得する方 ・中小企業経営承継円滑化法に基づき、経済産業大臣 の認定を受けた方	1.0%	2億円 (8千万円)	設15年(2年) ※ 建物の新築は 20年 運 7年(2年)	県（中小 企業振興 課）	
開業支援 資 金	① 県内で新たに中小企業者として開業する方 ② 廃業経験のある方で、廃業後5年以内に再起業に 取り組む方	①1.2% ②1.9%	①5千万円 ②1千万円	① 設15年(3年) ※ 建物の新築は 20年 ② 設10年(3年) ①②運10年(2年)	開業先の 商工会・ 商工会議所 NPO法人は 県(中小企業 振興課)	【金利優遇（△0.2%）】 ①の要件に加え、創業塾修了 者、やまがたチャレンジ創業 応援事業費補助金を受けた方、 女性、若者（30歳以下）、シニ ア（55歳以上）
観光振興 資 金	① 観光施設の整備を行う方 ② 旅館・ホテルの改修を行う方	1.4%	①1億5千万円 (5千万円) ②3億円 (設備のみ)	設15年(2年) ※ 建物の新築は 20年 運 7年(2年)	県（中小 企業振興 課）	
産業立地 促進資金	① 県内の工業団地等に立地しようとする方 ② 県内に大規模な立地を行う方、又は県外企業（製造 業又は山形県企業立地促進補助金を受けて物流関 連施設を立地しようとする方若しくは本社機能を 移転する方に限る）で県内に新たに立地する方 ③ 県内工業団地等に立地している方又は②を利用して 大規模に立地した方であって増設・増築を行う方	0.7%	20億円	設15年(2年) 運 7年(2年)	県（中小 企業振興 課） 及び立地 先の市町 村	・立地先市町村の認定が必要 ・県外企業・大企業でも利用 可能
環境保全 促進資金	産業廃棄物処理施設を整備する方	1.6%	3億円 (5千万円)	設15年(2年) ※ 建物の新築は20年 運 7年(2年)	県(中小企 業振興課)	
小規模企業 資 金	従業員20人以下(商業・サービス業は5人以下)の小 規模企業者 (宿泊業・娯楽業は従業員数20人まで小規模企業者) ① 県特 … 原則として無担保 ② 特別小口 … 無担保・無保証人 ③ 小口零細 … 保証付き融資残高が1,250万円以下 の方(原則として無担保)	①1.9% ②③ 1.8%	①3千万円 ②1,250万円 ③1,250万円※ ※既存の保証 付融資残高 を含む	設 7年(2年) 運 7年(2年)	信用保証 協会	・①②は商工会議所若しくは 商工会又は市町村の意見書 が必要 ・③はNPO法人は対象外
経営安定 資 金	① 最近3か月の売上高又は売上総利益が過去3年以 内のいずれかの年の同期に比べ5%以上減少し、 経営に支障をきたしている方 ② 取引先、他社の倒産等により、経営に支障をきたし ている方 ③ 「指定業種」を営んでおり、最近3か月の売上高が 前年同期に比べ減少し経営に支障をきたしている方 ④ 局地的な災害により被害を受け、経営に支障をきた している方 ※ NPO法人の場合、「売上高」は「売上高に相当する収益」、 「売上総利益」は「売上総利益に相当する利益」とする。	1.6%	①②③ 8千万円 (運転のみ) ④8千万円 (8千万円)	①②③ 7年(2年) ④ 設10年(2年) 運10年(2年)	①②③ 商工会・ 商工会議所 ④ 県(中小企 業振興課)	・③の「指定業種」とは、中小企業 信用保険法第2条第5項第5号 の規定に基づき経済産業大臣が 指定した業種(中企庁HPで確 認できます) ・④の「局地的災害」とは、山形県 内で発生した災害で、県が指定 したもの(平成28年4月1日現 在、指定災害はありません)